

食品衛生に関する営業等の許可等の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び埼玉県ふぐの取り扱いに関する条例（平成14年埼玉県条例第78号。以下「条例」という。）に基づく営業の許可及び許可の取消しその他の行政処分等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(営業許可申請書等の取扱い)

第2条 保健所長は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第67条の申請書を受け付けた場合は、食品衛生監視員に当該申請に係る営業の施設又は設備が食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）又は食品衛生法施行細則（昭和48年埼玉県規則第48号）に定める営業施設等の基準に適合するかどうかを調査させ、又、当該調査の結果当該基準に適合すると認められるときは、別に定めるもののほか、当該施設及び設備の耐久力等について、調査させなければならない。

2 前項の施設基準に適合しているかどうかの調査は、様式第1号の営業施設検査票を用いて行うものとし、前項の施設及び設備の耐久力等についての調査は、様式第2号の営業施設査定票を用いて行うものとする。

(許可の有効期間)

第3条 法第55条第1項の許可は、別に定めるもののほか、様式第2号の営業施設査定票による該当項目数に応じて、それぞれ次の表に定める有効期間を附するものとする。

該当項目数	許可の有効期間
0～4	5年以上5年6月未満
5～8	6年以上6年6月未満
9～12	7年以上7年6月未満

(臨検等の命令)

第4条 保健所長は、通報、届出等により、法律に違反する疑いがあると認めるときは、直ちに食品衛生監視員に法第28条第1項の規定による臨検又は検査等をさせなければならない。

(立入検査票の提出)

第5条 食品衛生監視員は、法第28条第1項の規定による臨検を行ったときは、様式第3号の(1)又は(2)の立入検査票2部を作成し、その1部を営業者に交付し、1部を所属長に提出しなければならない。

2 食品衛生監視員は、法第30条第2項（法第68条において準用する場合を含

む。)の規定による監視指導の結果、法又は条例に違反する事実を発見したときは、別途定める食品衛生監視票を2部作成して違反事実を特記事項欄に記載し、その1部を営業者に交付し、1部を所属長に提出しなければならない。
(移動停止命令の方法)

第6条 さいたま市食品衛生法施行細則(平成14年さいたま市規則第68号)第3条に規定する食品衛生監視員による食品等の移動停止命令は、様式第4号の食品等の移動停止命令書を営業者に交付して行うものとする。

(処分の基準及び方法)

第7条 法第59条から第61条まで及び条例第15条の規定により行う処置の命令、許可又は認定の取消し、営業若しくは給食の全部若しくは一部の禁止若しくは停止又は整備改善命令の基準は、別に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 営業の停止期間は、処分の日から起算し、1日以上10日以内又は違反状態が解消するか若しくは事案に応じた改善措置が取られるまでの間とする。また、病因物質の特性、違反の原因等を考慮し、必要に応じて営業の一部の停止とすることができるものとする。
- (2) 法第54条の規定による施設基準又は設備基準に違反し、かつ、施設(設備)の整備改善命令を受けたにもかかわらず、改善の見込みがない場合は、営業の禁止又は許可の取消しの処分とする。

2 前項の処分は、それぞれ様式第5号の処置命令書、様式第6号の営業(給食)禁止(停止)命令書、様式第7号の営業許可(認定)取消処分書又は様式第8号の整備改善命令書を営業者又は給食施設の設置者に交付して行うものとする。

3 営業の全部又は一部の禁止の解除は、様式第9号の営業(給食)禁止解除通知書を営業者又は給食施設の設置者に交付して行うものとする。

(告発の方法)

第8条 法又は条例の違反に係る刑事訴訟法(昭和23年7月10日法律第131号)第239条第2項の規定に基づく告発は、様式第10号の告発書を営業所又は給食施設の設置場所を管轄する警察署長又は検察官に送付して行うものとする。

(処分等の報告)

第9条 保健所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに保健福祉局長に報告しなければならない。

- (1) 第7条第1項の処分をしたとき。
- (2) 前条の告発をし、又は告発があったことを知ったとき。

(管轄区域外の違反の取扱い)

第10条 保健所長は、営業者又は給食施設の設置者が法又は条例に違反した場

合において、当該違反によって、当該保健所の管轄区域外においても飲食に起因する衛生上の危害が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその事実を保健福祉局長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 29 日から施行する。